

●「機能強化加算」に係る院内掲示

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として以下のような取り組みを行っており、2026年6月の診療報酬改定以降、初診時に「機能強化加算」を算定させていただきます。

○健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

○必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

○介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

○夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

○他の医療機関の受診状況及び処方されているお薬を把握し、必要なお薬の管理を行います。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

●「時間外対応体制加算」に係る院内掲示

当院では、2026年6月の診療報酬改定以降、再診時に「時間外対応体制加算1」を算定させていただきます。当院を継続的に受診している患者さまには、24時間体制で医師に相談できる電話番号をお伝えし、常時相談対応できる体制を整備しており、その体制を評価する加算となりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

●「明細書発行体制等加算」に係る院内掲示

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、診療報酬の算定項目の分かる明細書（以下「明細書」という）を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

●「一般名処方」に係る院内掲示

昨今、医療用医薬品の供給状況が不安定なことから、当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についてご理解いただき、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足の薬であっても有効成分が同じ複数の薬が選択でき、患者様に必要な薬が提供しやすくなります。令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。また、公費も適応にはなりません。

※長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。ご理解のほどよろしくお願い致します。

●「ベースアップ評価料」に係る院内掲示

当院では、2026年6月の診療報酬改定以降、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定させていただきます。本評価料は、医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的として、厚生労働省が定めたものとなります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

<施設基準の届出事項>

●基本診療料の施設基準等に係る届出

◎機能強化加算

◎時間外対応体制加算 1

●特掲診療料の施設基準等に係る届出

◎在宅療養支援診療所（別添 1 の「第 9」の 1 の (3)）

◎在宅療養実績加算 1

◎在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

◎外来・在宅ベースアップ評価料（I）

◎がん性疼痛緩和指導管理料

◎在宅医療情報連携加算